

第2次愛媛県無電柱化推進計画

令和3年12月
(令和5年3月 変更)

愛媛県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢者の増加等により、その必要性が高まっている。

このため、県においても、近年頻発する災害や高齢化等に対応し、無電柱化の多様な整備手法や低コスト手法の活用、道路における占用制限などにより、愛媛県内の無電柱化をさらに推進するため、新たな愛媛県無電柱化推進計画を策定する。

本計画は、無電柱化法に基づく愛媛県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 愛媛県における無電柱化の現状

愛媛県では、昭和 61 年度から国の電線類地中化計画に基づき無電柱化を推進しており、関係者の協力のもと、地域の幹線道路や主要観光地へのアクセス道路において電線共同溝の整備等により無電柱化を進めてきた。

令和 4 年度末までに、松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市の幹線道路において約 43km の整備が完了している。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

限られた予算の中で効果的に無電柱化を実施するため、「防災」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等の観点から、無電柱化の必要な道路について優先的に無電柱化を推進する。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第 2 条）」の理念のもと、県民や電線管理者等の理解、協力を得て、無電柱化により愛媛県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の構造・事業手法

無電柱化を推進するためには、多様な構造や事業手法が不可欠であり、現地の状況に応じて関係者が連携し、管路の浅層埋設や小型ボックスなどの構造や電線共同溝方式など様々な事業手法を活用し、より安価な手法にて整備していくことを基本として、適切な役割分担のもと、地域の実情に応じ、以下の構造及び事業手法により実施する。

無電柱化の構造や事業手法は、道路管理者と電線管理者が相互に調整し、必要に応じ、地元住民等との協議を踏まえ決定する。

①無電柱化の構造

a) 管路構造

ケーブルを収容する管路と分岐器等を収容する特殊部により地中化する方式。

b) 小型ボックス構造

管路の代わりに小型化したボックス内に複数ケーブルを収容し埋設する方式。

- c) 直接埋設構造
ケーブルを地中に直接埋設する方式。
- d) 軒下配線
建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。
- e) 裏配線
表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合等には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も選択肢とする。

②事業手法

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者（二者以上）が電線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路整備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝の整備を優先して実施するが、参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、道路管理者と電線管理者が単独地中化方式について協議するとともに、実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、相互に連携を図る。

以上の事業手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線又は裏配線を道路事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。また、無電柱化の目的に応じた関係者の費用負担のあり方について具体化を図る。

4) 無電柱化の対象道路

無電柱化は多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。

これを踏まえ、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

なお、愛媛県が管理する道路以外については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害時の被害拡大を防止するために必要な道路の無電柱化を推進する。特に、近年の台風による倒木や飛来物起因の電柱倒壊等を踏まえ、より被害が甚大になりやすい市街地内の道路において無電柱化を推進し電柱倒壊リスクの解消を目指す。

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や重点整備地区内の道路、その他学校や駅周辺等の歩行者の多い道路等の無電柱化を推進する。また、災害発生時の被害拡大の防止を図る趣旨も踏まえて、占用制限を活用し、道路空間を拡大するための無電柱化を推進する。

なお、JR松山駅周辺の道路については松山駅周辺土地地区画整理事業で整備される街路をはじめ、駅へのアクセス道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

重要文化財等の周辺地区、ジオパークその他著名な観光地、重要伝統建造物群保存地区、景観法や、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく計画に位置づけられた地区など、地域の特性を活かした良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

さらに、安全で快適なサイクリング環境を提供し、サイクリングパラダイス愛媛を実現するため、愛媛マルゴト自転車道における無電柱化を推進する。

5) まちづくり等における無電柱化の推進や道路空間のリデザイン

まちづくりに関する総合的な計画等においても無電柱化を位置付け、地域

の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進する。また、無電柱化を実施する機会を捉えて、舗装、照明、標識、防護柵、街路樹等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保、グリーンインフラの導入など道路空間のリデザインを推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

2025年度までに別表1の路線について無電柱化事業に着手する。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

無電柱化の着実な推進を図るため、「1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針」のもと、以下の様々な具体施策を総合的かつ計画的に講ずる。

1) 緊急輸送道路の電柱を減少

① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により緊急輸送道路の無電柱化事業を推進する。

② 新設電柱の占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、愛媛県の緊急輸送道路においても同様に実施しており、また、国において検討が進められている既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。検討にあたっては、電線管理者から意見を聴取する。

2) 新設電柱の抑制

① 道路事業等と併せた無電柱化の実施

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業(道路の維持に関するものを除く。)や市街地開発事業その他これらに類する事業(以下、「道路事業等」という。)を実施する際に、技術上困難と認められる場所以外は、道路における新たな電柱の設置が禁止されることから、当該道路事業等の実施の状況を踏まえつつ、道路事業等と併せた効率的な無電柱化を推進する。

また、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第 12 条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

3) コスト縮減の推進

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、コスト縮減に取り組む。

① 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

② 低コスト手法の活用

「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル(案)」等を活用し、コスト縮減に努める。

市街地開発事業等を実施する場合においても、円滑な合意形成による工期短縮、地上機器や配線の面的配置の工夫等によるコスト縮減方策を検討する。

③ 新技術・新工法の活用、技術情報の共有

道路管理者は、民間企業と連携して技術開発を促進するとともに、「新技術

情報提供システム（NETIS）」の活用等により、新技術を積極的に活用する。

4) 事業のスピードアップ

① 発注の工夫

各工事の同時施工や事業調整の円滑化により事業期間を短縮するため、包括発注、PPP活用、一括施工発注等を推進する。

② 民間技術の活用促進

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

③ 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等により、事業のスピードアップにつなげる。

5) 占用制度の運用

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、愛媛県の緊急輸送道路においても同様に実施しており、また、国において検討が進められている既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。検討にあたっては、電線管理者から意見を聴取する。

6) 財政的措置

① 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減免措置を継続する。

7) メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、施設の健全性を維持していくことが必要であり、電線共同溝の適切な維持管理を図っていく。

8) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者等からなる四国地区無電柱化協議会愛媛地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的な整備に努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者と相互に調整する。

同様に、ガスや水道の更新時期等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、愛媛県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

【別表1】

無電柱化推進計画一覧

(令和5年3月)

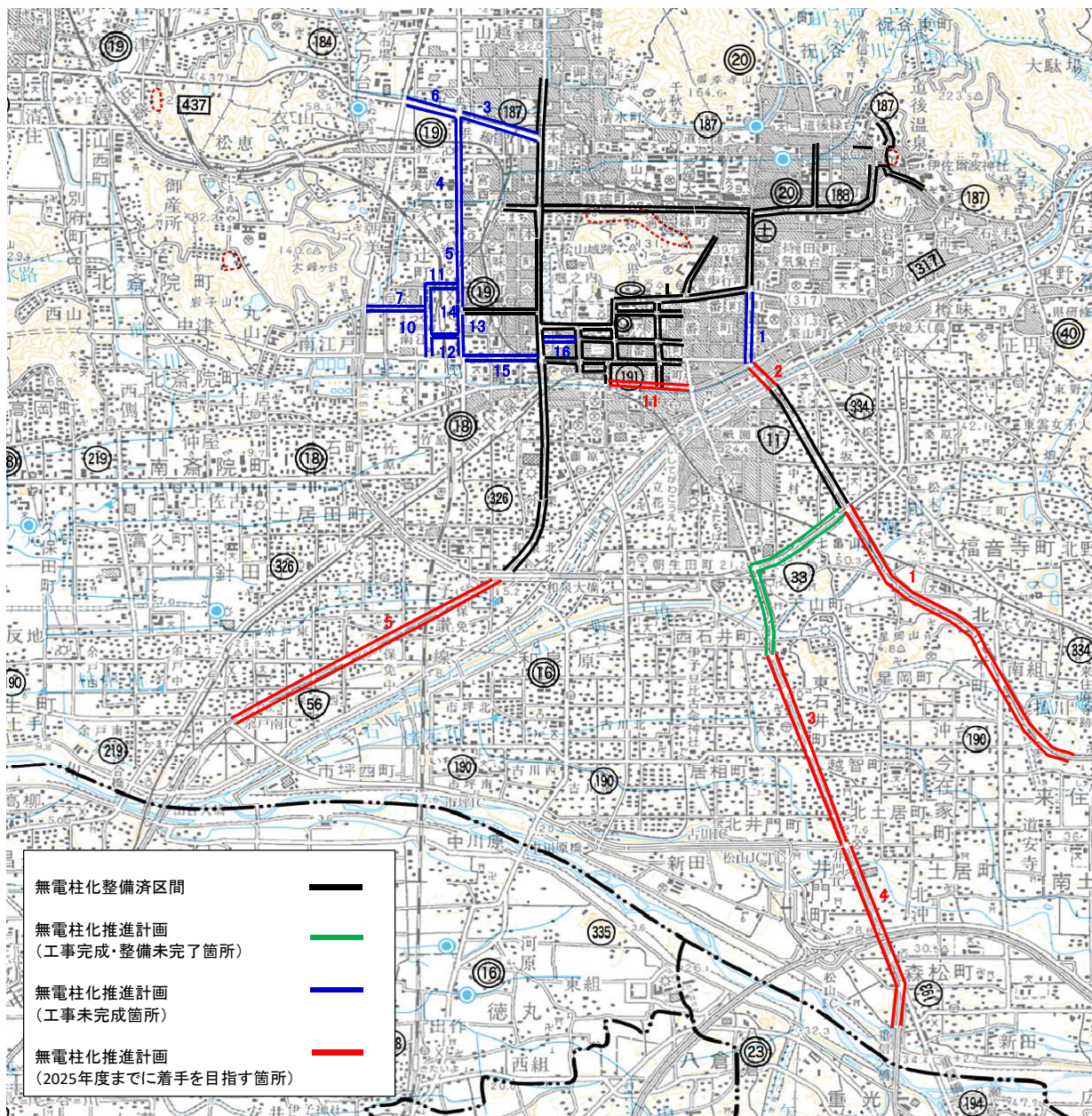
番号	市町名	事業主体	道路種別	路線名	起点	終点	道路延長(m)	整備延長(m)	備考
1	松山市	国	国道	国道11号	松山市来住町	松山市小坂5丁目	2,000	4,000	
2	松山市	国	国道	国道11号	松山市中村2丁目	松山市勝山町1丁目	300	600	
3	松山市	国	国道	国道33号	松山市北土居3丁目	松山市東石井2丁目	1,600	3,200	
4	松山市	国	国道	国道33号	松山市森松町	松山市北土居3丁目	1,600	3,200	
5	松山市	国	国道	国道56号	松山市余戸南2丁目	松山市和泉北3丁目	2,000	4,000	
6	西予市	国	国道	国道56号	西予市宇和町卯之町2丁目	西予市宇和町卯之町1丁目	160	320	
7	愛南町	国	国道	国道56号	南宇和郡愛南町城辺	南宇和郡愛南町御荘平城	1,400	2,800	
8	今治市	県	国道	国道317号	今治市別宮町3丁目	今治市別宮町6丁目	480	960	
9	今治市	県	県道	今治波方港線	今治市旭町5丁目	今治市常盤町3丁目	1,140	2,100	
10	大洲市	県	国道	国道441号	大洲市大洲	大洲市柚木	440	880	
11	松山市	松山市	市道	中之川通線	松山市湊町4丁目	松山市湊町1丁目	620	1,240	
12	大洲市	大洲市	市道	大洲城山線	大洲市	大洲市	110	110	
合計							11,850	23,410	

【参考】無電柱化推進計画(工事未完成箇所)

(令和5年3月)

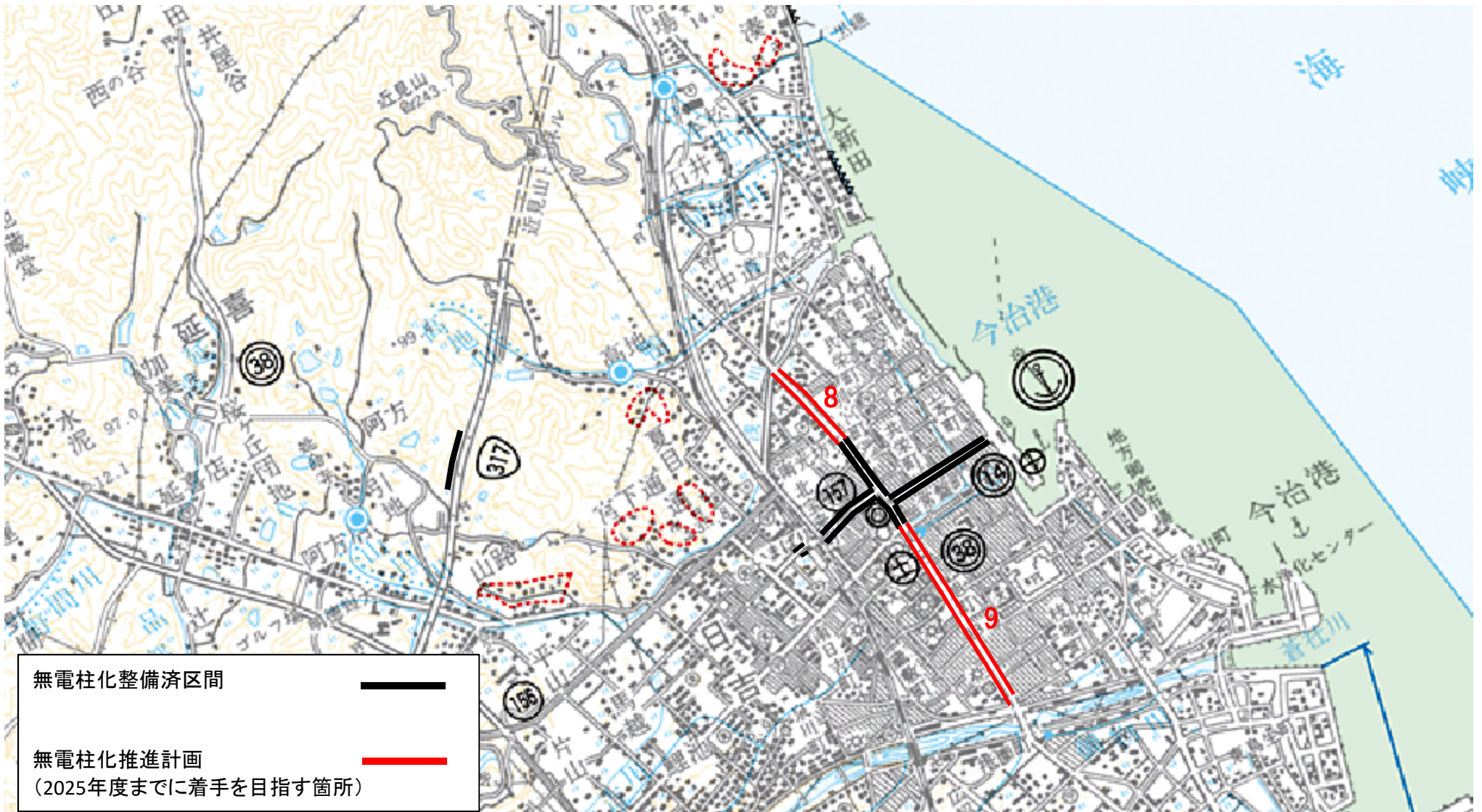
番号	市町名	事業主体	道路種別	路線名	起点	終点	道路延長(m)	整備延長(m)	備考
1	松山市	国	国道	国道11号	松山市勝山町1丁目2番3	松山市勝山町1丁目18番4	600	1,200	
2	宇和島市	国	国道	国道56号	宇和島市天赦公園	宇和島市丸之内1丁目	700	1,400	
3	松山市	県	県道	六軒屋石手線	松山市中央1丁目	松山市本町6丁目	600	1,200	令和5年度完了見込み
4	松山市	県	県道	松山港線	松山市中央1丁目	松山市宮西1丁目	1,000	2,000	令和5年度完了見込み
5	松山市	県	県道	松山港線	松山市宮西1丁目	松山市宮田町	500	1,000	
6	松山市	県	県道	松山港線	松山市中央2丁目	松山市中央1丁目	400	800	
7	松山市	県	県道	(都)松山駅西口南江戸線	松山市南江戸1丁目	松山市南江戸5丁目	460	920	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
8	八幡浜市	県	国道	国道197号	八幡浜市江戸岡1丁目	八幡浜市江戸岡1丁目	450	900	
9	八幡浜市	県	県道	八幡浜港線	八幡浜市沖新田	八幡浜市江戸岡1丁目	1,100	2,200	
10	松山市	松山市	市道	松山駅西南北線	松山市南江戸1丁目	松山市辻町	510	1,020	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
11	松山市	松山市	市道	松山駅北東西線	松山市宮田町	松山市辻町	220	440	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
12	松山市	松山市	市道	三番町線	松山市三番町8丁目	松山市南江戸1丁目	190	380	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
13	松山市	松山市	市道	松山駅前竹原線	松山市大手町2丁目	松山市千舟町8丁目	290	580	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
14	松山市	松山市	県道	松山港線	松山市大手町2丁目	松山市大手町2丁目	100	100	松山駅周辺土地区画整理事業(同時整備)
15	松山市	松山市	市道	千舟町空港線	松山市千舟町7丁目	松山市千舟町8丁目	570	1,140	
16	松山市	松山市	市道	三番町線	松山市花園町	松山市三番町6丁目	240	480	
17	西予市	西予市	市道	旧町地区326号線	西予市宇和町卯之町2丁目	西予市宇和町卯之町2丁目	80	160	
18	内子町	町	町道	本町線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	150	300	令和7年度完了見込み
19	内子町	町	町道	本町旭線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	750	1,500	
20	内子町	町	町道	本町田中線	喜多郡内子町内子	喜多郡内子町内子	300	600	
合計							9,210	18,320	

愛媛県無電柱化推進計画位置図(松山市)



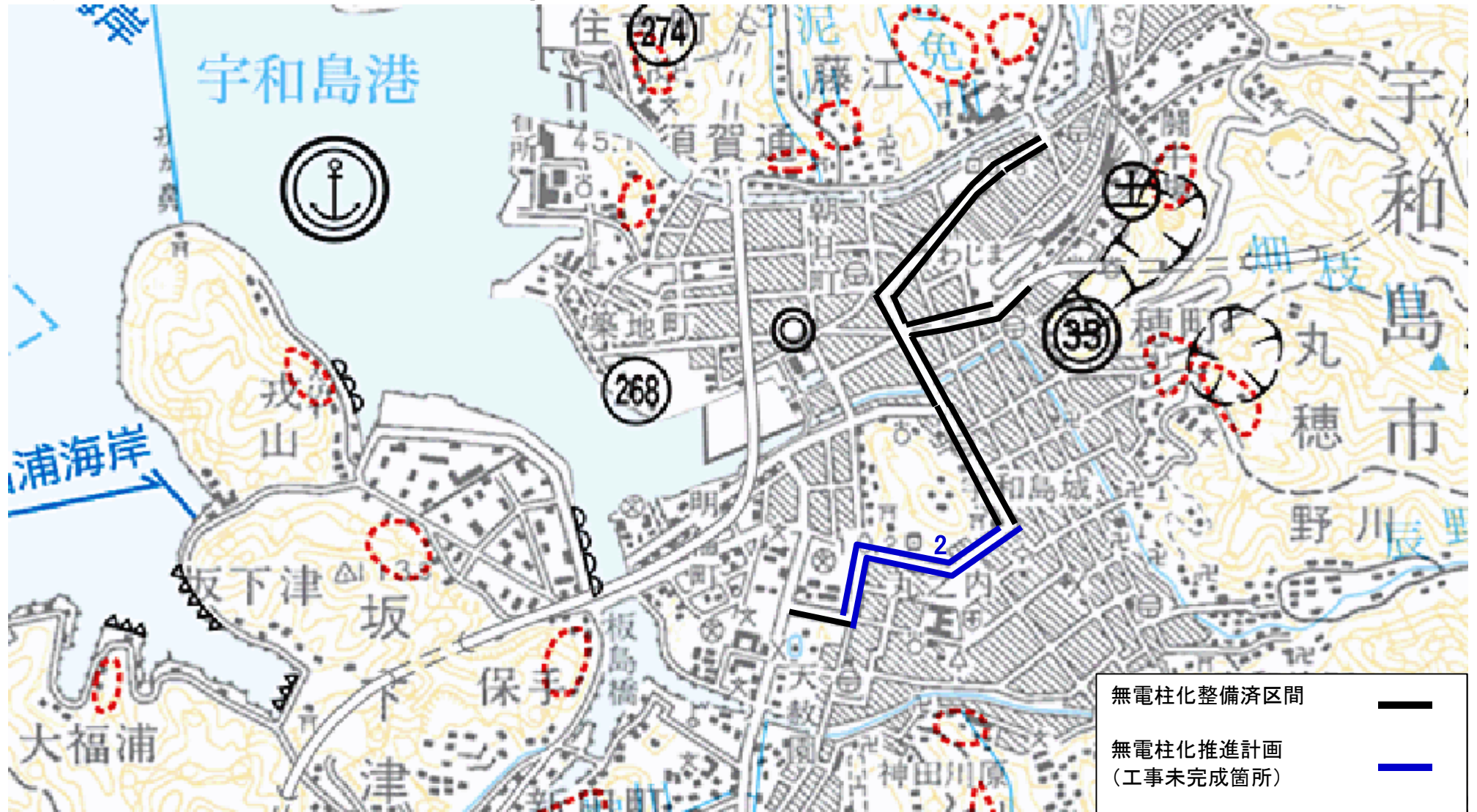
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(今治市)



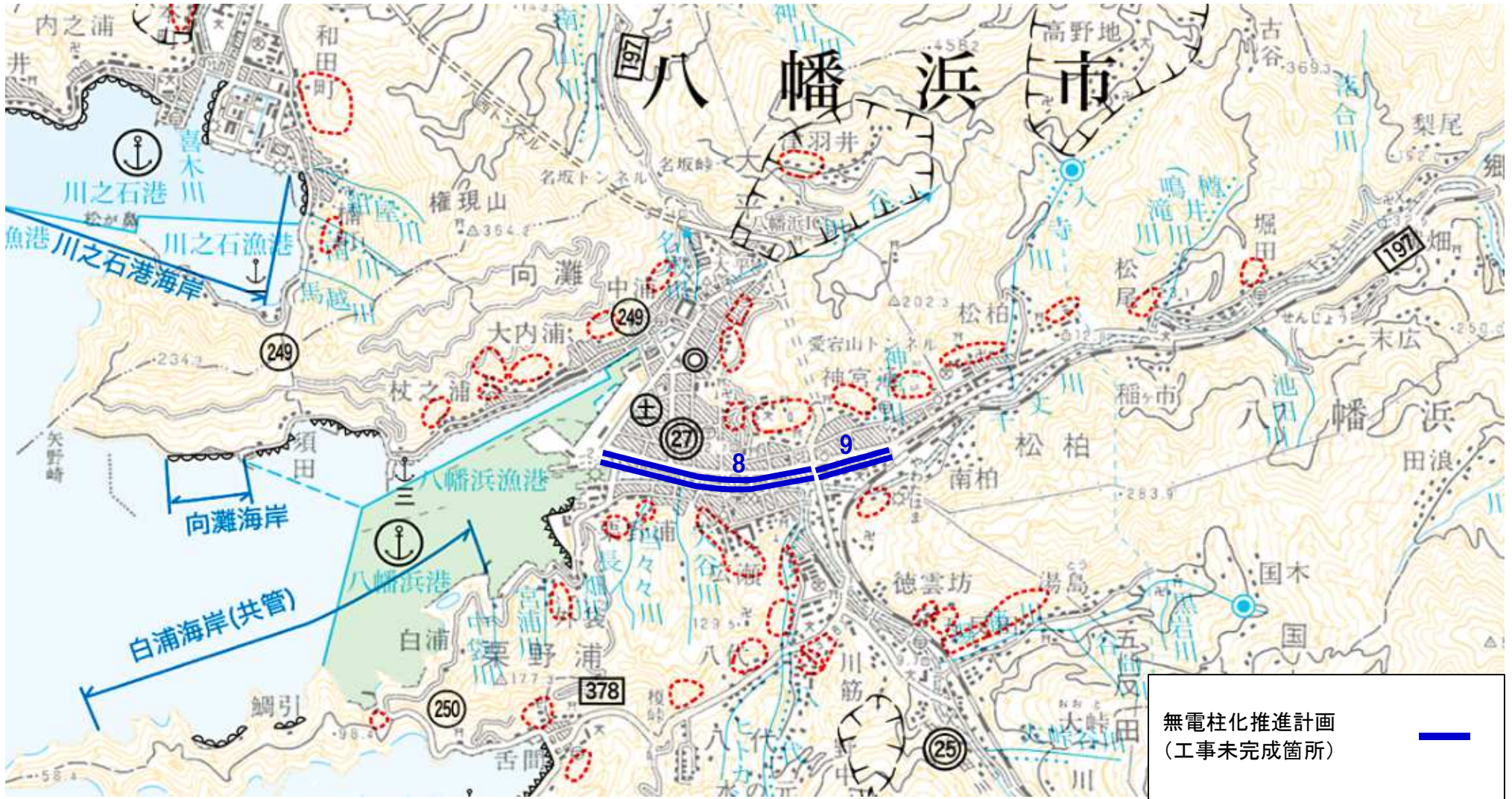
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(宇和島市)



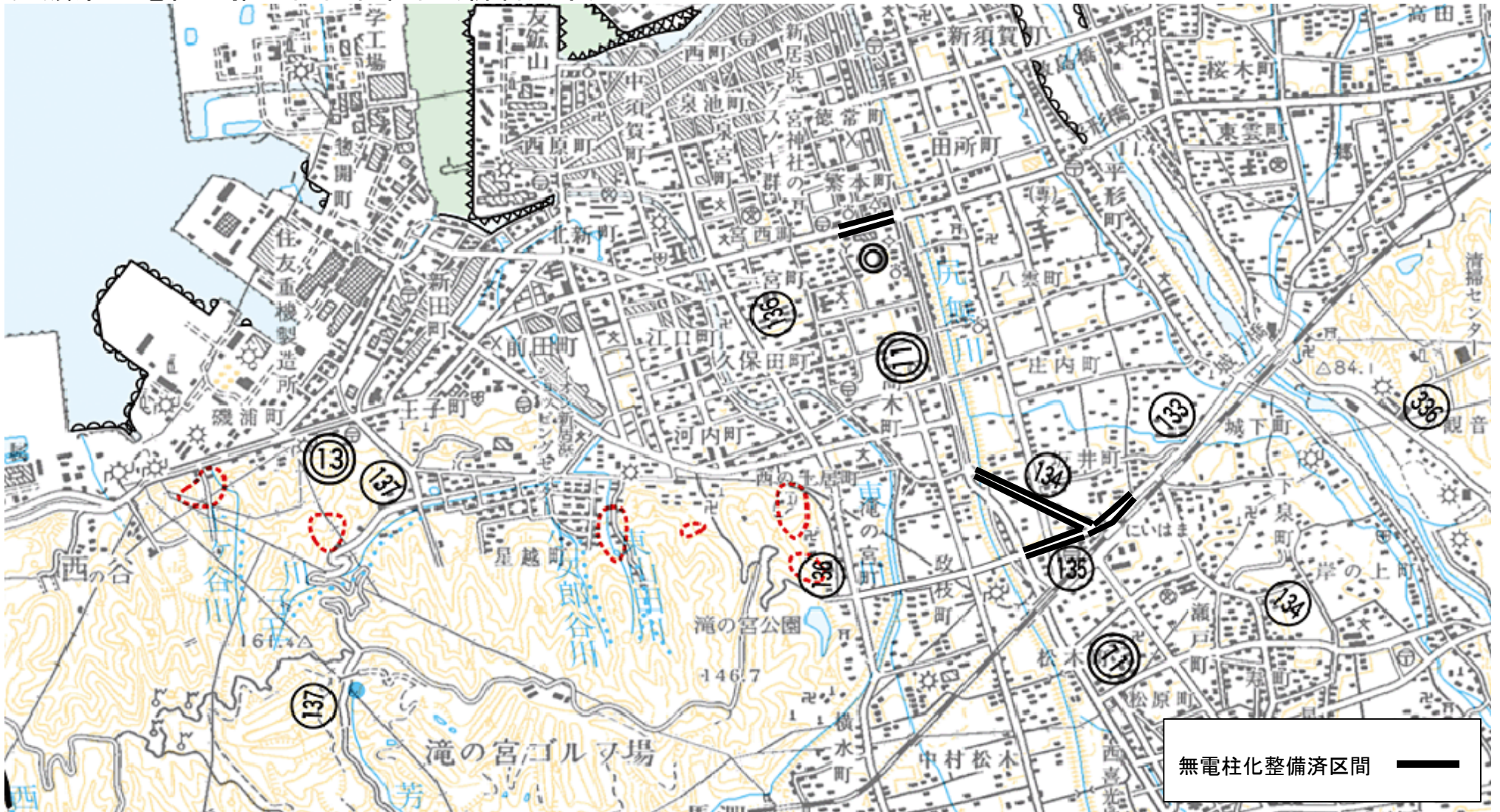
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(八幡浜市)



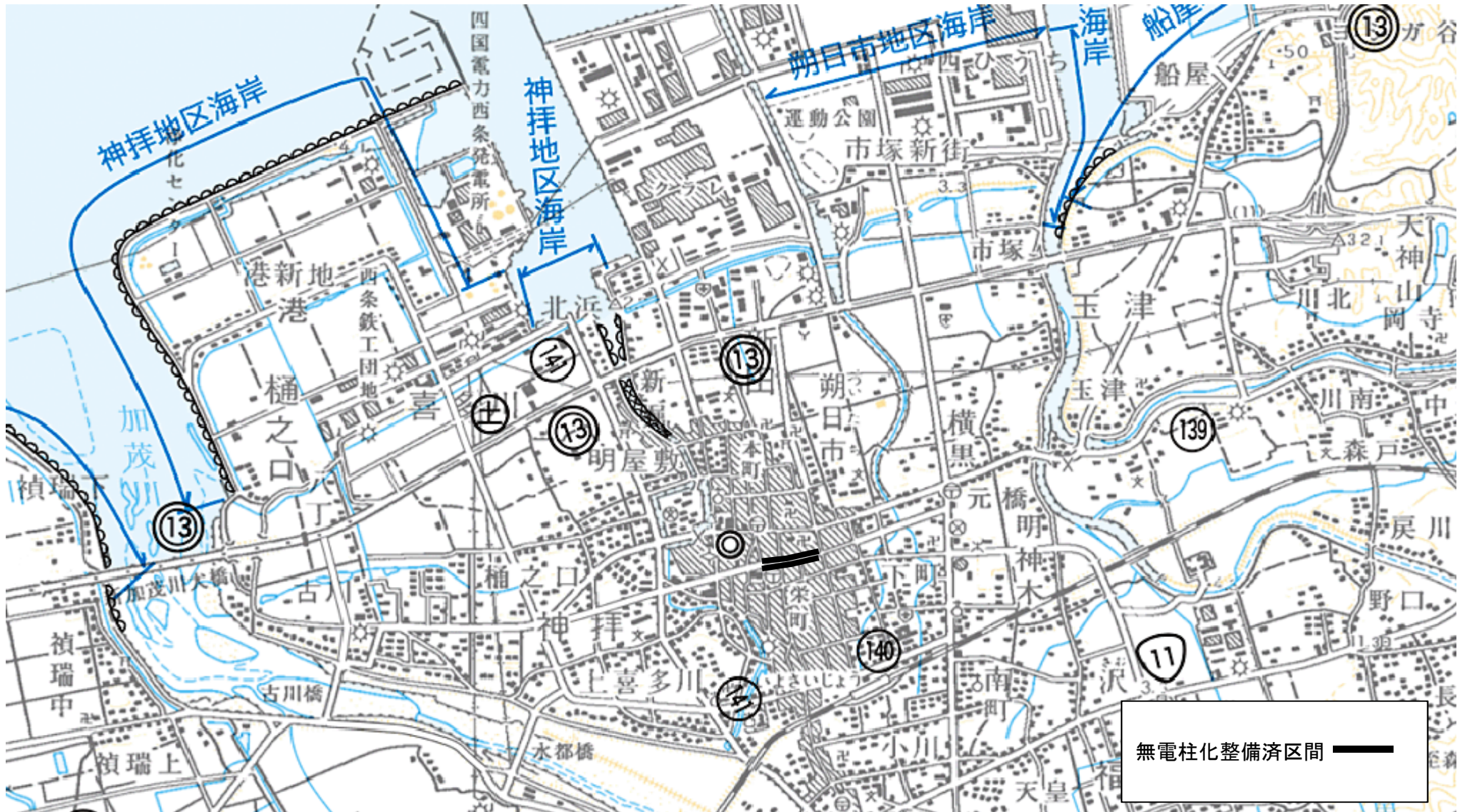
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(新居浜市)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(西条市)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(大洲市)

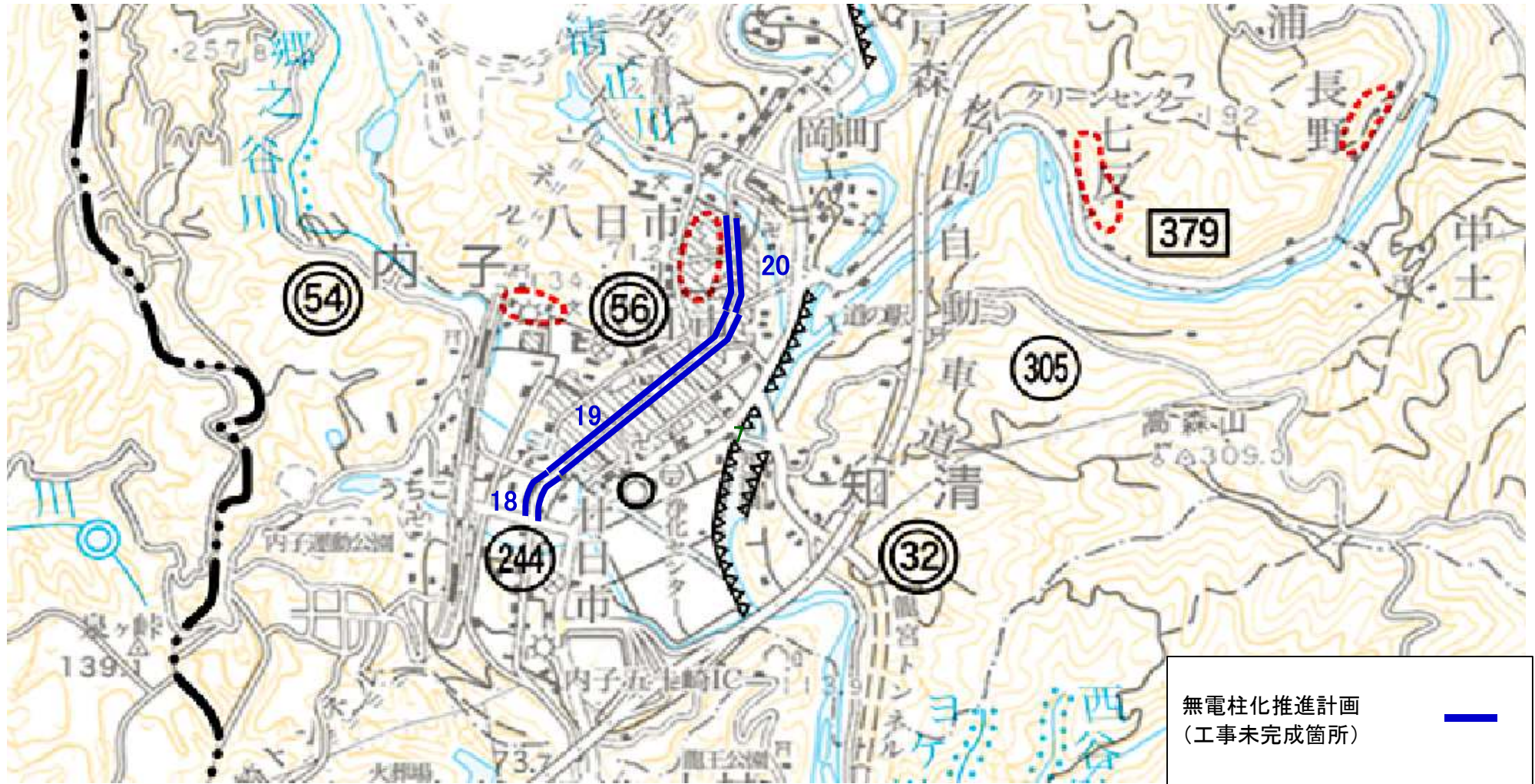


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(西予市)



愛媛県無電柱化推進計画位置図(内子町)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)

愛媛県無電柱化推進計画位置図(愛南町)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)を使用した。(承認番号 平29情使、第689号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第805号)